

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………三

告示(水)

- 昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部改正……………五

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案(二件)……………六
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………八
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………八

告示

●東京都告示第千三百七十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年九月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

茗荷谷駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十七年十一月二十五日から平成二十七年九月三十日まで

日まで

三 施行地区

文京区大塚一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

文京区大塚一丁目四番十五一七〇九号

平成十七年十一月二十五日

五 変更の内容

事業施行期間を平成二十八年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年九月十日

●東京都告示第千三百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十日

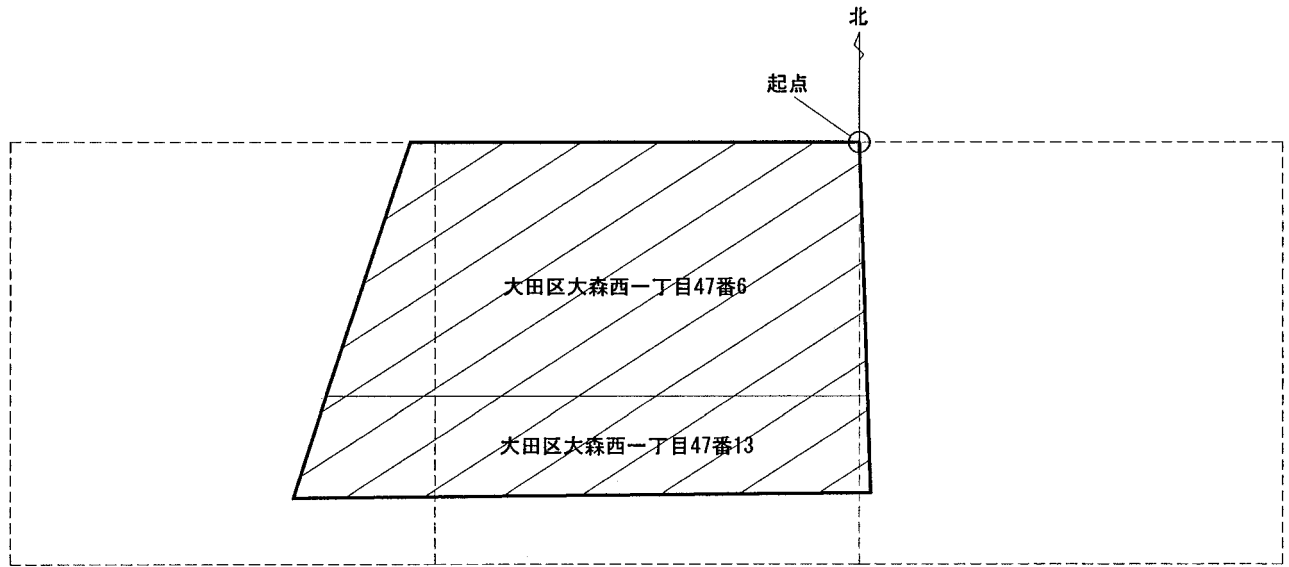
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森西一丁目地内)

一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、大田区大森西一丁目47番6の北側の敷地境界で最も東にある地点とする。(格子の回転角度なし)

●東京都告示第千三百七十八号

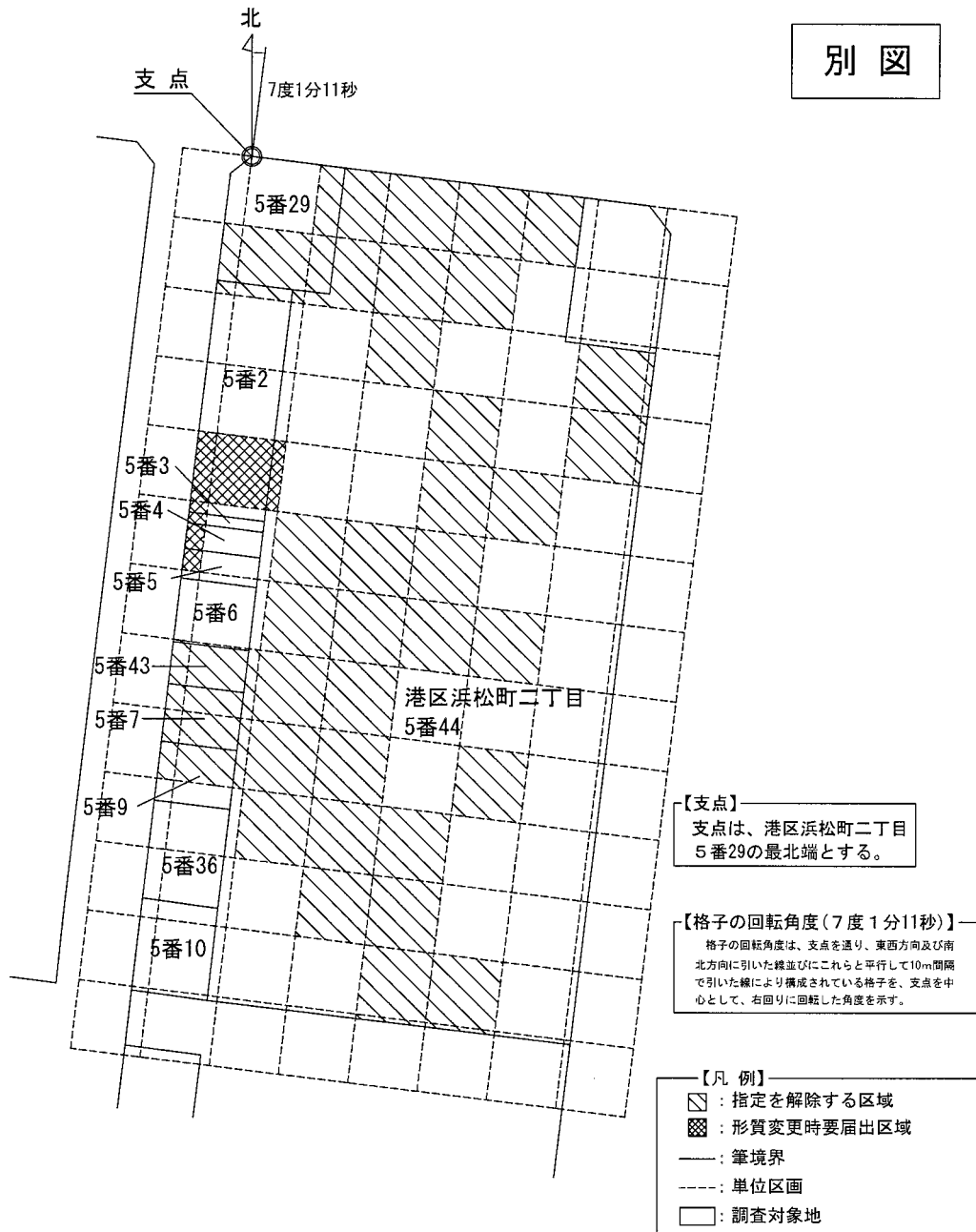
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千四百九十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支 点】
支点は、港区浜松町二丁目
5番29の最北端とする。

【格子の回転角度(7度1分11秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南
北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔
で引いた線により構成されている格子を、支点を中
心として、右回りに回転した角度を示す。

【凡 例】
 ▨ : 指定を解除する区域
 ▩ : 形質変更時要届出区域
 — : 筆境界
 - - - : 単位区画
 □ : 調査対象地

●東京都告示第千三百七十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千六百七
十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、
同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定によ
り、次のとおり告示する。

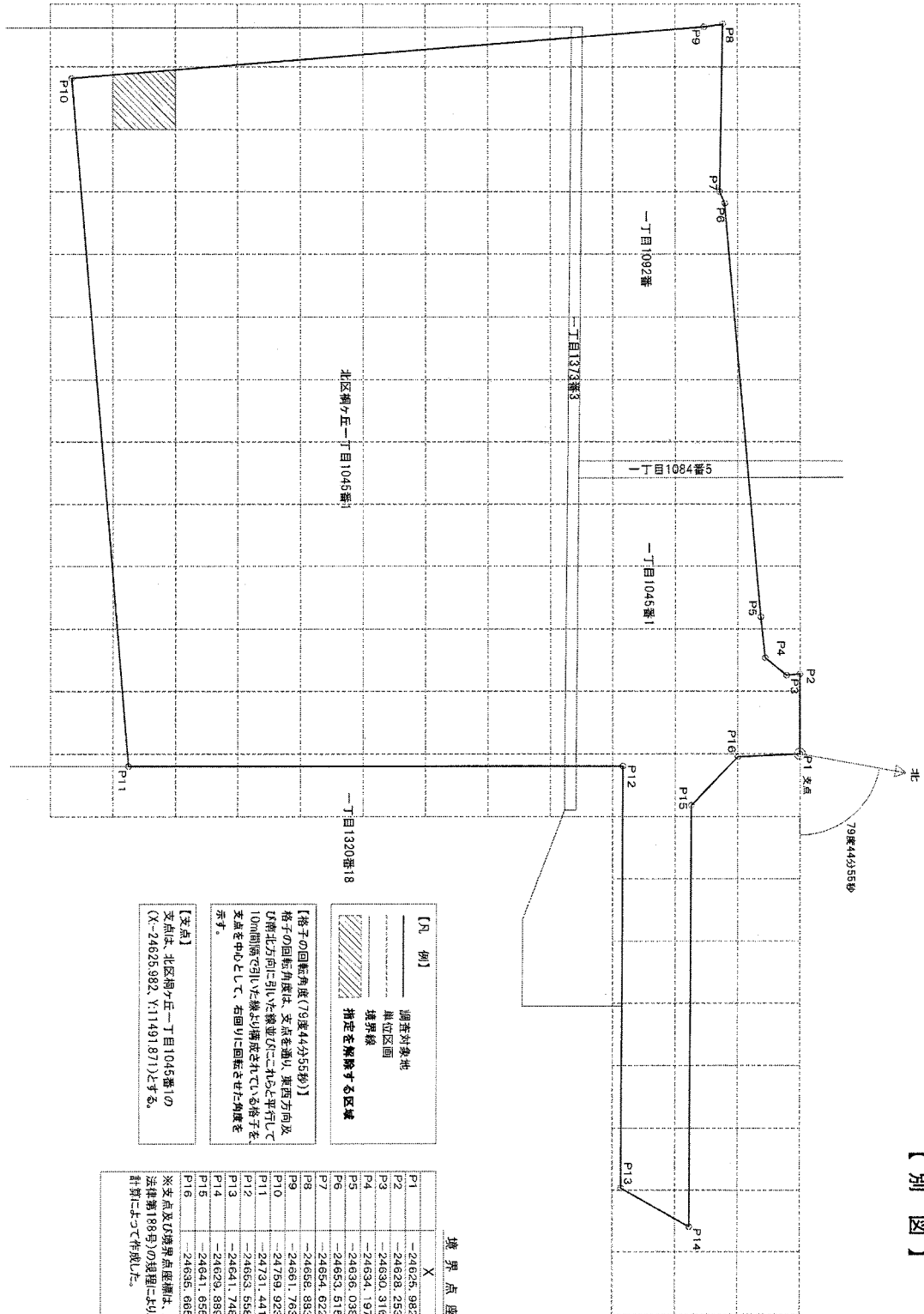
平成二十七年九月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区桐ヶ丘二丁
目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



【別図】

【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- 境界線
- 指定を廃除する区域

【格子の回転角度(79度44分55秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線が構成されている格子を支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、北区御ヶ丘一丁目1045番1の(X:24625.982, Y:11491.871)とする。

境界点座標

	X	Y
P1	-24625.982	-11491.871
P2	-24628.253	-11504.431
P3	-24630.315	-11503.882
P4	-24634.197	-11506.009
P5	-24636.038	-11512.314
P6	-24654.518	-11516.462
P7	-24654.622	-11578.188
P8	-24658.893	-11604.606
P9	-24661.763	-11603.680
P10	-24759.323	-11577.596
P11	-24731.441	-11470.805
P12	-24654.558	-11484.891
P13	-24641.748	-11418.254
P14	-24620.589	-11413.589
P15	-24641.852	-11480.700
P16	-24636.605	-11489.650

※支点及び境界点座標は、測量法(昭和2年法律第188号)の規則により、地外測量系座標計算によって作成した。

告示(水)

●東京都水道局告示第八号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部を次のように改正し、平成二十七年九月二十四日から施行する。

平成二十七年九月十日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

表中東京都水道局渋谷営業所の項位置の欄中「渋谷区宇田川町一番一号」を「渋谷区笹塚一丁目四十七番一号」に改める。

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十日

東京都知事 舛添 要一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人お茶の水学術事業会

三 代表者の氏名

平野 由紀子

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区大塚二丁目一番一号 お茶の水女子大学理学部三号館二〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、女子教育に携わる者、女子学生及び女子教育の振興に関心のある者等広く一般市民を対象として、セミナー及び講演等による教育・研究活動事業、留学生の交流や研究の国際交流・協力等のための国際交流事業、学生寮や保育所等の環境整備のための教育研究施設等の整備保全事業等を行うことによつて男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本の平和と安全基盤を支える会

三 代表者の氏名

上田 正文

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区四谷一丁目一番地二 四谷見附ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、青少年、一般人、高齢者を対象に自衛隊のOBによる災害時の避難、誘導、救助、復興等のノウハウを講演会、セミナー、訓練を通じ習得し地域でのコミュニケーションを深め、危機管理意識の高揚を図るとともに、国及び地域の安全に携わる人材を育成し、それらの者の福利厚生面での支援をし、安全で災害に強い地域社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メイドインジャパン振興会

三 代表者の氏名

宮田 雄二

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区南馬込二丁目二十四番十六ー三〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の伝統、文化を世界に発信するためのネットワーク構築に関する事業を行い、活力ある個人と活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人千本桜

三 代表者の氏名

新納 悟

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区東日暮里六丁目二十四番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの人々に対して健康維持の免疫療法（免疫力）に関する予防知識の普及事業を行い、がん患者の減少と人々の健康増進に寄与することを目的とする。
 （以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人秋川流域生活支援ネットワーク

三 代表者の氏名

藤間 英之

四 主たる事務所の所在地

東京都あきる野市油平九十八番地 第一中村ビル一〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、地域および施設に居住する障害者および高齢者に対して、その人権を守り、地域生活の支援をとおして自立を図り、社会参加を促進する事業を行い、地域社会と地域の障害保健福祉および高齢者福祉の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。
 平成二十七年九月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画

二 当該事項を定める土地の区域

決定する区域

三 区域

港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目各地内

四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び港区役所

五 縦覧期間

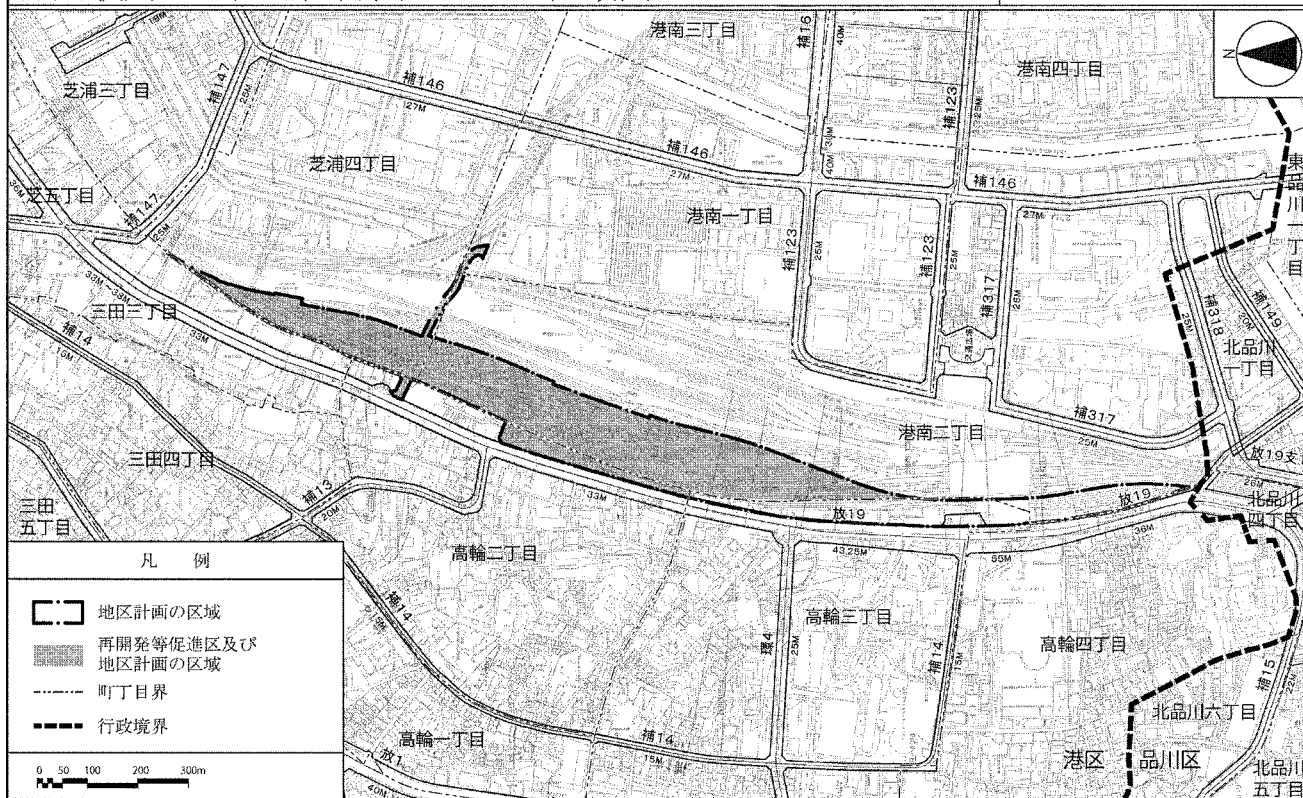
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

東京都市計画地区計画 品川駅周辺地区地区計画

区域図



国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する 事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年九月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

二 当該事項を定める土地の区域
変更する区域
江東区有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目及び東雲二丁目各地方内

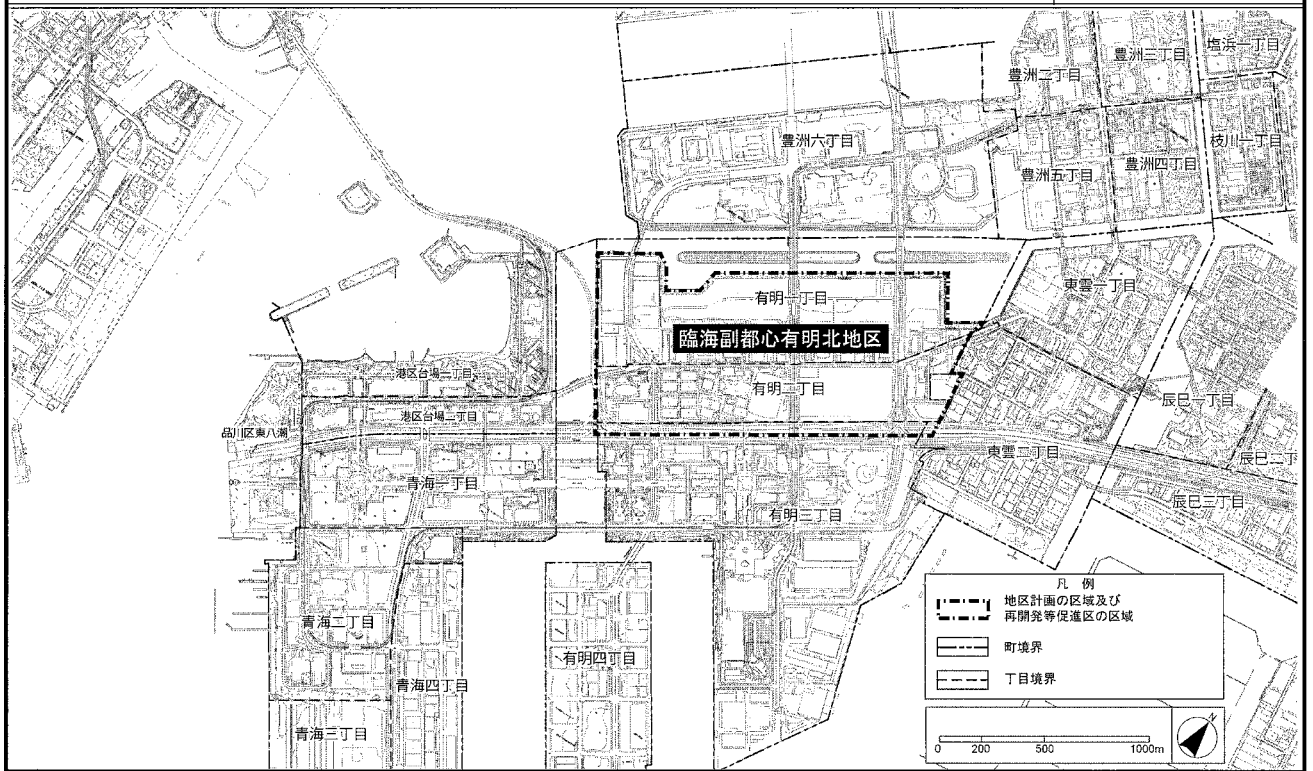
三 区域
別図のとおり

四 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び港区役所

五 縦覧期間
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

東京都市計画地区計画 臨海副都心有明北地区地区計画 区域図



発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十七年九月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

- 東久留米市幸町三丁目千二百十五番三、千二百二十番七、千二百二十番八の一部、千二百二十番二、同番三、千二百二十三番八及び同番十六
 武蔵野市吉祥寺北町一丁目兼六土地建物株式会社
 代表取締役 鍵市 恒成
- 西東京市保谷町五丁目千四百六十二番一、同番二、千四百六十三番一、同番二、千四百六十四番一、同番四、同番十及び同番十三
 三井不動産レジデンシャル株式会社
 代表取締役 藤林 清隆
- 東村山市恩多町三丁目四十四番二、同番二十、同番二十一及び同番二十四
 武蔵野市境二丁目二番二号株式会社飯田産業
 代表取締役 兼井 雅史